

別紙様式 1

平成 23 年度 指定管理者運営状況点検・評価シート

対象施設名	徳島県立南部防災館	施設所在地	海部郡海陽町浅川字西福良 4 3
指定管理者名	海陽町	指定期間	平成 22 年 5 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
施設所管課	徳島県南部総合県民局 津波防災部 【連絡先】 0884-74-7273		

1 施設の概要

設置年月日	平成22年5月1日
設置目的	県民の防災意識の高揚及び防災知識の普及を図るとともに、本県の南部の地域における災害時の円滑な防災活動に資するために設置。（徳島県立南部防災館の設置及び管理に関する条例第 1 条）
施設内容	対象の施設は、徳島県立南部防災館管理運営に関する基本協定書第 6 条に基づく次に掲げる施設及び備品。 本 館：鉄筋コンクリート造 2 階建及び敷地面積約 1,005㎡ 駐車場：約 995㎡ 物 品：備品 その他：海陽町まぜのおかオトキャンプ場管理棟ロビーの一部延べ床面積約 131㎡（借地）
利用料金等	無料
開館日・休館日等	供用時間：9：00～17：00 休館日：月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）、毎月の第 1 火曜日（その日が休日に当たる場合を除く）、1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日まで

2 指定管理者の業務

指定管理者の業務内容	徳島県立南部防災館の設置及び管理に関する条例第 4 条に基づく次に掲げる業務。 ・ 防災に関する意識の啓発及び知識の普及を行うこと。 ・ 防災及び災害に関する資料の展示を行うこと。 ・ その他南部防災館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。 ・ 南部防災館の施設等の維持管理（知事が指定する補修等を除く。）に関する業務 ・ その他南部防災館の管理に関し知事が必要と認める業務
------------	--

3 施設の管理体制

管理体制	・ 組織図				
	総轄責任者 海 陽 町 長	防災館担当者 海 陽 町 企画防災課	南部防災館 運営管理統括 責 任 者 館 長	南部防災館 研修指導 責 任 者 指 導 員	南部防災館 事務・庶務業務 担 当 者 臨 時

4 施設の利用状況

防災講座・訓練等開催実績														
項 目		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
講座等開催（回数）	23 年度	3	18	26	12	8	4	7	7	2	6	2	8	103
	前年度	—	8	7	9	13	12	8	10	4	5	2	1	79
	目標：年 45 回													
受講者数（人）	23 年度	60	756	1,087	337	450	377	237	644	326	260	50	170	4,754
	前年度	—	495	380	376	466	365	287	555	656	211	82	21	3,894
	目標：年 1,000 人													
一般来館者数（本館及び海陽町まぜのおか管理棟）														
項 目		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
一般来館者数（人）	23 年度	767	1,003	446	1,998	3,046	899	827	259	130	72	337	262	10,046
	前年度	—	1,798	463	1,685	3,360	1,031	1,026	403	77	104	329	292	10,568
	前々年度													

※防災講座・訓練等の受講者数は除く。

5 収支の状況

(単位：千円)

項 目		平成23年度	平成22年度(前年度)	平成 年度(前々年度)
収 入	指定管理料	11,479	11,088	
	利用料金収入			
	事業収入			
	その他			
	計	11,479	11,088	
支 出	共済費	787	931	
	賃金	6,025	6,246	
	報償費	24	128	
	旅費	16	49	
	需用費	2,740	2,666	
	役務費	365	397	
	委託料	801	396	
	使用料及び賃借料	257	229	
	備品購入費	464	43	
	負担金補助金及び交付金	0	3	
	計	11,479	11,088	
収 支		0	0	

6 コスト削減・サービス向上に関する取組状況

コスト削減の取組	①管理コストの削減 ・海陽町まぜのおかオトキャンプ場との一体管理により管理運営の重複部分(無償で借地している管理棟の展示スペースの接客及び管理等)について、管理コストの削減に努めている。 ・清掃や簡単な修繕は、職員が実施するよう努めている。 ②用紙類の使用量の削減 ・ミスプリントの防止のため、使用前の設定確認及び設定リセットを行っている。 ・防災講座・訓練等で資料を作成する場合は、原則両面印刷としている。 ・使用済み用紙の裏紙を再使用するなどして、使用量を削減している。 ③エネルギー使用量の抑制 ・不必要な電灯の消灯の徹底(昼休み時間は、事務室の消灯と不必要なOA機器等は電源を消す。) ・常に水漏れの点検を行うなど節水に努めている。
サービス向上の取組	・サービス向上には、利用者のニーズの的確な把握が不可欠であるため、防災講座、訓練等の参加者に対してアンケート調査を適宜実施し、その結果を参考に内容の充実を図っている。 ・学校、各種団体、自主防災組織等に対し直接働きかけることにより、また、HP等により利用の促進を図っている。 ・防災講座等を開催する上で、利用者が利用しやすい時間を事前に把握し、必要に応じ柔軟に対応している。 ・南部防災館に来ることができない学校や団体に対しては、出前講座等を実施している。 ・県、消防等の防災関係機関と連携するなど工夫して講座等を実施している。 ・防災関係機関が実施する訓練等には、積極的な協力が出来ている。

7 自主事業の取組状況

自主事業取組状況	次の事業を実施し、南部防災館の利用促進を図った。 ・平成23年8月13日(土)、14日(日)南部防災館前駐車場にて「起震車体験」(参加者135名)を実施し、過去に起きた地震を実体験した。 ・平成23年12月18日(日)午前10時20分から「南部圏域防災訓練」の災害体験コーナーにおいて、「起震車体験」(参加者105名)を実施し、震度による揺れの違いを体験した。
----------	--

8 管理運営業務に係る点検・評価

項 目	評 価	確 認 結 果
①利用者ニーズの把握・分析と利用促進・実績 ・利用者ニーズの把握 ・利用者ニーズへの対応 ・施設の利用促進 ・講座等開催実績	S	・適宜アンケート調査を実施し、利用者ニーズの把握に努めている。 ・利用者のニーズに対応し、柔軟な管理体制（供用時間の変更・出前講座の実施等）を実施している。 ・当施設の設置の目的である防災普及啓発業務（防災講座・訓練等開催実績及び受講者数の向上）について、目標を上回る成果がある。
②自主事業 ・施設の設置目的に合致した自主事業の実施	A	・適切に自主事業が実施され、当施設の設置目的である防災意識の高揚と防災知識の普及が図られた。
③適正な維持管理 ・施設の保守管理・修繕 ・施設の適正な維持管理 ・県備品等の適正な管理	S	・常に職員が施設内を巡回し、故障や異常に対し、適切に対応している。 ・施設の清掃、簡易な保守管理や修繕等は、自ら職員が行っており、よく管理されている。 ・県備品は、チェック表により管理され、過不足はない。 ・台風時には、夜間休日にかかわらず職員が出勤し、施設管理に努めている。
④収支計画 ・収支計画の達成状況 ・コスト削減の状況 ・外部委託の状況	S	・印刷費の削減や省エネ活動等の実施により、経費の削減が講じられている。 ・職員が施設の修繕等を自ら実施するなどコスト削減の取り組みを行っている。 ・外部委託に係る事務は、町の会計システムに基づき適正に実施されている。
⑤管理運営体制等 ・管理運営業務体制 ・職員の配置、研修の実施 ・諸規程の整備 ・クレーム処理の状況 ・モニタリングの実施状況	A	・管理運営業務体制に基づき、職員の配置や外部委託等が実施されており、適正な維持管理に努めている。 ・職場内研修の実施や県の訓練等に参加し、防災普及啓発業務に係る職員の能力の向上を図っている。 ・現在まで利用者の苦情等クレーム事案の報告はない。 ・協定書に基づきセルフモニタリングを実施し、県へ報告ができています。
⑥職員体制 ・職員の労働条件	A	・当施設の職員は、町の臨時職員として採用しており、労働条件及び最低賃金の遵守はできている。
⑦地域への貢献 ・地元雇用の状況 ・地元企業への物品の調達及び業務委託	S	・当施設の職員は、地元の町民を雇用している。 ・物品の調達については、可能なかぎり地元業者から調達するようにしている。 ・台風時には、夜間休館日にかかわらず職員が出勤し、避難者があれば受け入れを行っている。
⑧地域との連携 ・地元団体等との連携	S	・特に防災普及啓発業務の実施について、地元の防災関係機関等との連携や協力により、工夫して事業を実施している。
⑨安全管理 ・安全管理体制、事故防止体制 ・災害等発生時の対応体制 ・マニュアルの整備、職員への周知 ・個人情報保護への適正対応	S	・緊急時対応マニュアル及び連絡体制が整備され、職員に周知されている。 ・現在まで指定管理者の責めに帰すべき事故の報告はない。 ・個人情報保護については、条例化され、周知化されている。

項 目	評 価	確 認 結 果
⑩環境への配慮 ・環境対策の配慮	A	・隣接する施設が観光施設であるため、外回りの清掃等調和のとれた管理が行われている。
⑪その他 ・指定取消要件の該当の有無 ・関係法令の遵守状況 ・情報公開請求への対応体制 ・当施設が県南部圏域の防災拠点の中核施設であることに対する自覚	S	・県からの是正措置や指定の取り消し要件に該当する事案はない。 ・情報公開については、条例化され、周知化されている。 ・県、防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加や支援ができています。 ・当施設に現地災害対策本部が設置された場合（県が直接管理することになる）、体制への支援や情報収集等の災害復旧活動の応援を行うことに対する職員の心構えは出来ている。
総合評価	S	・協定書等の内容や目標を上回る成果があると思料される。

〈評価指標〉

- S：協定書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
A：概ね協定書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われている。
B：協定書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫や努力が求められる。
C：管理運営が適正に行われたとは認められず、改善を要する。

9 その他（今後の課題等）

- ・次年度（指定管理最終年度）においては、更なる啓発事業の充実を目指す。